



**注意**

家庭ごみの処理に回収業者を利用した人も罰則の対象となる場合があります。

**これらの回収業者を利用しないで！**

不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています。

**街中を大音量で巡回**



**チラシを配布**



**空き地での回収**



**インターネットで広告**



市では、回収業者への家庭ごみの収集運搬許可はしていません(家電4品目は除く)。

家庭ごみの処理に回収業者を利用しないでください！

**家電4品目のリサイクルについて**

**方法1 販売店回収方式**

購入した店または買い替える店に「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払い、製品を引き渡す。

**方法2 郵便局振込方式**

STEP1. 郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を受け取る。(メーカー名と型番号を控えておくことを忘れずに!!)

STEP2. 指定引取場所へ

1. 自分で直接持ち込む
2. 収集・運搬する業者(郵便局に一覧表があります)に「収集運搬料金」を支払って、運んでもらう。

指定引取場所

**フジケイ(株)**  
豊海三丁目7-4  
☎536-2588

**久留米運送(株)**  
豊海五丁目3-15  
☎535-2161



野津原地区の人は、由布大分環境衛生組合(☎583-0862)に直接お問い合わせください。

**粗大ごみの処理について**

**方法1 市の処理施設に自分で持ち込む**

料金 20kgまでごとに70円

持込先

**福宗環境センター**  
☎588-0113



**佐野清掃センター**  
☎593-4047



**方法2 市に有料収集を依頼する**

料金 2,140円から

申込先 **東部清掃事業所** ☎523-0322  
**西部清掃事業所** ☎541-5473  
**佐賀関支所** ☎575-1122  
**由布大分環境衛生組合** ☎583-0862



家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)や粗大ごみは適正に処理をしましょう

■申請者:ごみステーションを管理する自治会(自治会長)

対象	補助率	限度額	申請条件
ごみステーションの設置	2/3 (注)	120,000円	年間の申請件数は、設置と改修などを合わせて、自治会の管理するごみステーション総数の1/2以内 ※設置の場合は10年、改修は5年経過しないと再度の補助は受けられません。 (注)大分市内過疎対策事業における対象地域については、補助率4/5を適用します。
ごみステーションの改修など	2/3 (注)	50,000円	
かぶ被せネットまたはシートの購入、被せネットの支給(サイズ3m×4m)	—	3,500円 または現物支給(サイズ3m×4m)	年間の申請件数は、自治会の管理するごみステーション総数の1/3以内

**重要!** 申請の前に、まずご相談ください。

☎ 清掃業務課 ☎568-5763 東部清掃事業所 ☎523-0322  
☎ 西部清掃事業所 ☎541-5473 佐賀関支所 ☎575-1122 大南支所 ☎574-7868

自治会が管理するごみステーションの設置などに補助します



**事業所から出るごみを家庭ごみのステーションに出すことはできません!!**

事業所のごみもきちんと分別して、リサイクルを推進しましょう!

事業所から出るごみには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められている「産業廃棄物」とそれ以外の「一般廃棄物」があり、それぞれを事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。また、一般廃棄物である可燃物の中に多くのリサイクルできる紙類やプラスチック製品が混入していることから、適正処理とリサイクルを推進するため、分別の徹底をお願いします。

**混入例**

- A4サイズよりも小さな紙が可燃物に混入している
- 小さなメモ用紙や丸めた紙も紙類として分別しましょう!
- 弁当ガラなどの廃プラスチック類(産業廃棄物)が可燃物に混入している
- 家庭ごみの分別方法とは違い、プラスチック製品や汚れたプラスチック製容器包装(資源プラ)も廃プラスチック類として分別しましょう!

詳しくは、収集運搬業務を委託している業者に確認

市ホームページに掲載している「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」や「事業所から出るごみの減量と分別のポイント」をご覧ください

適切な分別と処理をお願いします!



大分市からの報償金

- 活動月数 × 3,000円
- 紙類・布類 スチール缶・アルミ缶 1kg当たり5円
- 廃食用油 1ℓ当たり10円



有価物集団回収運動(廃品回収)を始めてみませんか?

市の有価物集団回収事業に登録している団体は、活動月数や、古紙などの有価物の回収実績に応じて報償金を受け取れます。団体登録は随時受け付けています。内容など詳しくは、ごみ減量推進課(☎537-5687)へお問い合わせください。